

群馬音楽センター利用料金

施設利用料金

令和元年10月1日改正

(単位：円)

利用時間区分 種別			午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	
			9時 ～12時	13時 ～17時	18時 ～22時	9時 ～17時	13時 ～22時	9時 ～22時	
施設	ホール	平日	入場料 500円以下 (無料を含む。)	18,600	27,300	37,400	45,900	64,700	83,300
			" 500円を超え 1,000円以下	24,800	37,400	49,700	62,200	87,100	111,900
			" 1,000円を超え 3,000円以下	34,600	52,200	69,600	86,800	121,800	156,400
			" 3,000円を超え 5,000円以下	39,800	59,700	79,700	99,500	139,400	179,200
			" 5,000円を超える もの	47,200	71,000	94,700	118,200	165,700	212,900
		土曜日・ 日曜日・ 休日	入場料 500円以下 (無料を含む。)	22,300	33,600	45,900	55,900	79,500	101,800
			" 500円を超え 1,000円以下	29,700	44,700	62,300	74,400	107,000	136,700
			" 1,000円を超え 3,000円以下	42,300	62,300	87,100	104,600	149,400	191,700
			" 3,000円を超え 5,000円以下	47,200	72,000	99,700	119,200	171,700	218,900
			" 5,000円を超える もの	54,600	87,100	118,300	141,700	205,400	260,000
	第一楽屋			2,460	3,160	3,760	5,620	6,920	9,380
	第二楽屋			1,870	2,460	3,160	4,330	5,620	7,490
	第一会議室			3,160	3,760	4,330	6,920	8,090	11,250
	第二会議室			2,460	3,160	3,760	5,620	6,920	9,380
	施設	シンフォニーホール	大ホール	6,540	8,080	9,730	14,620	17,810	24,350
			中ホール	3,050	3,700	4,480	6,750	8,180	11,230
第一小ホール			420	540	640	960	1,180	1,600	
第二小ホール			640	760	970	1,400	1,730	2,370	
第三小ホール			640	760	970	1,400	1,730	2,370	
第一会議室			760	860	1,080	1,620	1,940	2,700	
第二会議室			860	970	1,190	1,830	2,160	3,020	
指導者室			200	200	320	400	520	720	
附属設備			規則で定める額						

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等名称のいかんにかかわらず、催し物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。
- 3 商品の売上高により招待券を発行する等、営業宣伝その他これに類する目的でホールを利用する場合は、「入場料1,000円を超え3,000円以下」の種別の利用料金とする。
- 4 準備又は練習のためホールを利用する場合は、「入場料500円以下(無料を含む。)」の種別の利用料金とする。
- 5 利用時間の延長又は繰上げによる利用料金は、1時間(30分以上1時間未満は1時間とする。)につき、9時以前にあつては「午前」、22時以降にあつては「夜間」の利用時間区分に従い、当該利用料金の30パーセントの額(この額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)をそれぞれ加算する。

群馬音楽センター利用料金

附属設備利用料金

令和3年4月1日改正

(単位：円)

種別				種別					
	単位	利用料金		単位	利用料金		利用料金		
舞	演壇	一式	600	照明設備(続き)	花道フットライト	1列	330		
	司会	台	100		フットライト	1列	570		
	長机	1台	60		フットスポット	1台	100		
	椅子	1脚	40		スピーナー	1台	920		
	合唱用椅子	1脚	40		エリプソイダルスポット	1台	920		
	平	台	100		パーライト	1台	340		
	箱	足	40		ミラーボール	1台	570		
	開	足	50		センターピンスポットライト	1台	3,300		
	国旗・市旗	1枚	100		ハロゲンピンスポットライト	1台	920		
	プログラムスタンド	1台	60		エフェクトマシン一式(マシン系1台及び先玉・ディスクを含む。)	一式	780		
	舞台用黒板(ホワイトボード)	1台	100		プロジェクタースポットライト	1台	690		
	音響反射板	一式	6,230		その他マシン一式	1台	570		
	オーケストラピット	一式	4,970		ハイスタンド	1台	240		
	エプロンステージ	一式	2,480		スタンド・ベーススタンド	1台	100		
	仮設大階段	一式	540		カラークォーター	1枚	490		
	台	ピアノ(外国製)(調律料は含まない。)	1台		11,700	音響設備	拡声装置(音響調整卓)(ダイナミックマイクロホン2本付き。)	一式	3,740
		ピアノ(国内製)(調律料は含まない。)	1台		5,940		ダイナミックマイクロホン(マイクスタンド付き。)	1本	480
		ピアノ用椅子(椅子のみ利用の場合)	1脚		100		ワイヤレスマイクロホン	1本	1,860
		コントラバス用椅子	1脚		60		コンデンサーマイクロホン(マイクスタンド付き。)	1本	1,230
		指揮	台		250		ステレオコンデンサーマイクロホン	1本	1,760
指揮者用譜面		台	100	吊りマイクロフォン装置(マイクは含まない。)	一式		570		
譜面		台	60	エレベーターマイクロホン装置(マイクは含まない。)	一式		600		
譜面灯(手元明かりを含む。)		1灯	60	補助ミキサー(補助調整卓)	1台		570		
せり上げ装置		一式	1,230	移動式拡声装置(ダイナミックマイクロホン2本付。)	一式		1,860		
本花道(所作台は含まない。)		一式	6,230	録音・再生機	1台		980		
仮設花道用所作台		一式	1,230	跳返りスピーカー(アンプ付)	1台		930		
所作		台	6,230	マイクスタンド	1本		100		
鳥屋		1間	1,100	D.I./トランス	1台		220		
松羽		目	3,740	マルチケープル	一式		320		
松羽目ドロップ		1枚	600						
竹羽		目	3,740	スクリーン	1枚		1,320		
屏風		1双	1,860	簡易スクリーン	1枚		350		
緋毛せん(大)		1枚	600	DLPプロジェクター(4,000ルーメン)	1台		2,200		
緋毛せん(小)		1枚	170	ポータブルワイヤレスアンプ(ワイヤレスマイクロホン2本付)	一式		1,860		
人形		1本	40	持込電気器具	1キロワット		220		
上敷	1枚	150	シヤワー室	1室	570				
高座用座布	1枚	160							
長座布	1枚	100							
座布	1枚	40							
照明設備	調光装置	一式	2,300	会議室	セミコンサートピアノ	1台	3,740		
	ボーダーライト(準備等の場合は無料)	1列	1,540		アップライトピアノ	1台	1,100		
	スポットライト(1キロワット)	1台	690		会議室用拡声装置(ダイナミックマイクロホン2本付き。)	一式	1,860		
	スポットライト(750ワット)	1台	490	冷暖房	ホー	1時間	10,400		
	スポットライト(500ワット)	1台	330		第一楽屋	1時間	800		
	ローアホリゾントライト	一式	3,960		第二楽屋	1時間	800		
	アッパーホリゾントライト	一式	3,960		第一会議室	1時間	800		
	天井反射板ダウンライト	一式	2,750		第二会議室	1時間	560		

備考

(注) この表による利用料金(冷暖房設備に係るものを除く。)の額は、条例別表に規定する利用時間区分による午前、午後及び夜間ごとに算定するものとする。ただし、当該利用時間区分による利用時間内にショー等の公演が2回以上行われた場合には、当該回数をもって算定するものとする。

(注) 冷暖房設備の最低利用限度時間は、1時間とし、1時間を超える利用時間は30分(30分未満の端数が生じたときは、これを30分として計算する。)を単位として算定する。